

農業者のみなさんへ

# 農業委員会の役割と仕事のご案内

農業委員会は、市の農業の発展と農業者の地位向上を目的に、設けられる機関です。

本宮市農業委員会では、農業の担い手育成と農地有効利用を通じて地域の農業構造改革に取り組み、農地の売買や転用等について農業者を代表する機関として公正に審査しています。この代表となる農業委員は、選挙による委員と農業団体（農業協同組合・農業共済組合）、土地改良区、議会の推薦による委員で構成された、合議体の行政委員会です。今月号では、農業委員会の業務を簡単にご紹介します。

①農地法第3条の許可を受ける方法。  
②農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画制度により農用地の貸し借りをする方法。  
※農地法第3条  
農地の取得について農地等を耕作目的で所有権を移転（売買、贈与等）したい場合は、農業委員会または知事の許可を受ける必要があります。

**【認定農業者などへの農地の利用集積、経営改善の支援】**  
農地を耕作目的で借りる賃借権や使用貸借による権利等の設定、もしくは移転をする場合は、次の二つの方法があります。  
※**【農地の貸し借し】**  
農地を耕作目的で借りる賃借権や使用貸借による権利等の設定、もしくは移転をする場合は、次の二つの方法があります。



**【農業者年金】**  
農業者年金制度は、平成14年1月1日から食料・農業・農村基本法の理念に基づき、新たに生まれ変わりました。農業者の老後の生活安定と福祉の向上、農業経営の近代化および農地保有の合理化などを目的とした年金制度とな

**【新たな農業者年金制度の普及と定着】**  
農業者年金制度は、平成14年1月1日から食料・農業・農村基本法の理念に基づき、新たに生まれ変わりました。農業者の老後の生活安定と福祉の向上、農業経営の近代化および農地保有の合理化などを目的とした年金制度とな

**【優良農地の確保と有効利用、遊休農地の解消】**  
無断転用防止・遊休農地の解消などパトロールを実施しています。  
**【農地パトロール】**  
無断転用防止・遊休農地の解消などパトロールを実施しています。

**【農地の転用】**  
農地の転用とは、「農地を農地以外のものにする」といいます。農地の転用をしようとする場合には、必ずその行為を行う前に福島県知事の許可を受けなければなりません。農地の転用には、所有者自ら転用を行う場合と、権利

**【標準小作料の改定】**  
小作料の決定は貸し手、借り手の利害が対立するものであるため、貸し手、借り手の話し合いの目安として機能するように農業委員会が中立の立場で協議を進めています。農業委員会の附属機関である小作料協議会の意見を聞くとともに、近隣市町との調整を図りながら標準小作料を決めています。

**【耕作証明】**  
本宮市農業委員会に農家登録されている農家の方が、農地法第3条により、本宮市外の農地を取得または借りる場合に必要となる証明書で、当該農地を管轄する農業委員会に提出する証明です。  
**【買受適格者証明】**  
審査にあたっては、農地を耕作目的で取得する場合と転用目的で取得する場合により、その目的に応じた判断基準と同趣旨の審査を適正に行い、証明書を交付します。

**【農業者の公的代表組織】**  
農業者の声を積み上げた意見の公表、行政への建議、諮問・答申。認定農業者と農業委員との意見交換や農業団体・農業者の声を行政へ建議、諮問・答申に積極的に取り組んでい

**【農地に関する証明】**  
（所有権、賃借権等）の移転や設定を伴う場合で法令が異なります。  
農業委員会での議決を得て知事に意見書を提出し、知事が農業会議に諮問し、意見を聞いたうえで許可することになります。

**【標準小作料の改定】**  
りました。  
・保険料は積立方式で加入者ご自身が月額を選択できます。また、資格要件に適合すれば、保険料の一部は国が負担（政策支援）します。  
・税制の優遇措置を利用した節税効果があります。

# 品目横断的経済安定対策への加入申込み受付が開始されました

国の農業政策はこれまで、全農家を対象として品目毎に支援をしてきましたが、平成19年度から一定の経営面積を有する意欲と能力のある担い手（認定農業者・集落営農組織等）を対象に、品目を限定して支援をする「品目横断的経営安定対策」に転換を図りました。  
この政策の支援を受けるには、加入申込みが必要となり、受付は4月1日から6月30日までとなります。  
具体的な加入申込み手続きは、代理申請の総合窓口である「みちのく安達農業協同組合」の各グリーンセンターで受付をすることになります。  
なお、この概要については、下記のとおりですので、加入対象者はぜひご検討ください。  
◆お問い合わせ先  
東北農政局福島農政事務所 地域第二課  
☎024-937-3980  
JAみちのく安達農業協同組合 グリーンセンター本宮  
☎33-3560  
本宮市役所農政課  
☎33-1111  
（内線155）

## 加入対象者

意欲と能力のある担い手に限定

意欲と能力があると市が認定した農家、法人（認定農業者）および一定の条件を備えた集落営農組織で、以下の経営規模以上のものに限定されます。

### ◆認定農業者

4 ha 以上の経営面積を有する経営面積には、賃貸借の農地や基幹三作業（耕耘、田植え、稲刈り）の受託面積が含まれます。



### ◆集落営農組織

20ha 以上の経営面積を有する規約の作成や經理の一元化等、特定農業団体と同様の要件を満たす必要があります。



## 支援内容

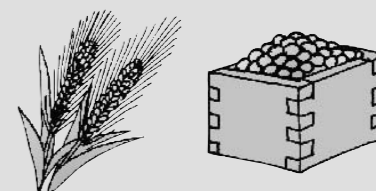
品目別の価格政策ではなく、経営全体に着目した政策に一本化

### ◆生産条件不利補正対策交付金

（対象作物：麦、大豆）

諸外国との生産条件格差を補正するための施策であり、輸入農産物との価格調整による生産経費の赤字分を補てんするものです。

- ・過去の生産実績に基づく支払い
- ・毎年の生産量、品質に基づく支払い



### ◆収入減少緩和対策

（対象作物：米、麦、大豆）

価格の下落や農業災害により、農作物の収入が減少した場合に、国と生産者の拠出金により、減収分の9割（農業共済金がある場合は控除後の額）を補てんするものです。

